



TOHOKU UNIVERSITY
LAW SCHOOL

東北大学 法科大学院

2007

知の拠点、「東北大学法科大学院」へ

現在更新中です



法科大学院長

吉原 和志

なぜ法曹を目指すのか

あなたはなぜ法曹を目指すのですか。

法科大学院に入学することも、司法試験に合格することも、出発点ないし通過点であって、決して到達点ではありません。

法科大学院の教育は、履修者が時間をかけて予習・復習することを前提として、少人数による双方向的または多方向的な密度の高い授業方法で進められます。成績評価も厳正に行なうこととされています。2年間または3年間の厳しい勉強を経て法科大学院を修了しても、司法試験に合格することが当然に保障されているわけではありません。

司法制度改革にともなう法曹人口の拡大は、法曹を目指す人にとって好機ですが、反面、法曹資格を得た後も、実務法曹としての能力を問われ、競争に晒されることを意味します。特に法曹人口が集中する大都市圏ではより厳しい競争を覚悟しなければなりません。社会が高度化・複雑化し、新しい事象が次から次へと生起するなかで、うわべだけの知識はすぐに陳腐化します。たえず新しい情報を吸収して自己研鑽を積むことも求められるでしょう。

それでも法曹を目指しますか。なぜ法曹を目指すのですか。法曹になって何がしたいのですか。法曹になった後の将来のことを見据えて下さい。

それでも法曹になりたいというあなたを心から歓迎します。

法科大学院は、われわれ大学にとっても新たな挑戦です。専門的職業人である法曹の養成に特化し、研究者教員と実務家教員が協働・協力しながら、試行錯誤を重ねつつ、よりよい教育内容・教育方法の開発・実践に努めています。東北大学法科大学院では、あらゆる分野に向かってはばたくことができるよう、またたえざる社会の変化に対応できるよう、「優れた法曹」に求められる資質と能力を養成していきます。

目的と特色

「優れた法曹」を目指す！

一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っています。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なってきます。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事（一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等）から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければなりません。

東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわらず、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行います。

現行法体系全体の構造を正確に理解する。

冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する。

具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する。

緻密で的確な論理展開をする。

他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。

知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えた者であれば、優れた法曹として社会に貢献することができるでしょう。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されますが、このような21世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものと考えます。

このような「優れた法曹」を養成するという目的を実現するために、東北大学法科大学院では、次のような教育を行います。

理論的な法律の基礎の体得を目指す教育

「優れた法曹」となるためには、法曹実務についての知識と並んで、法理論についての深い理解がきわめて重要です。理論的基礎の修得により、法曹実務の知識が確固たるものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての確にまた創造的に対処することができるでしょう。このような理論的基礎については、主として1年次の基本的な科目と2年次の基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）で重点的に学ぶことになります。

先端的・学術的・現代的・国際的な科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学術的・現代的・国際的な分野についても充実した授業科目を提供します（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基盤をつくりあげることを狙いとしています。

理論と架橋した法曹実務教育

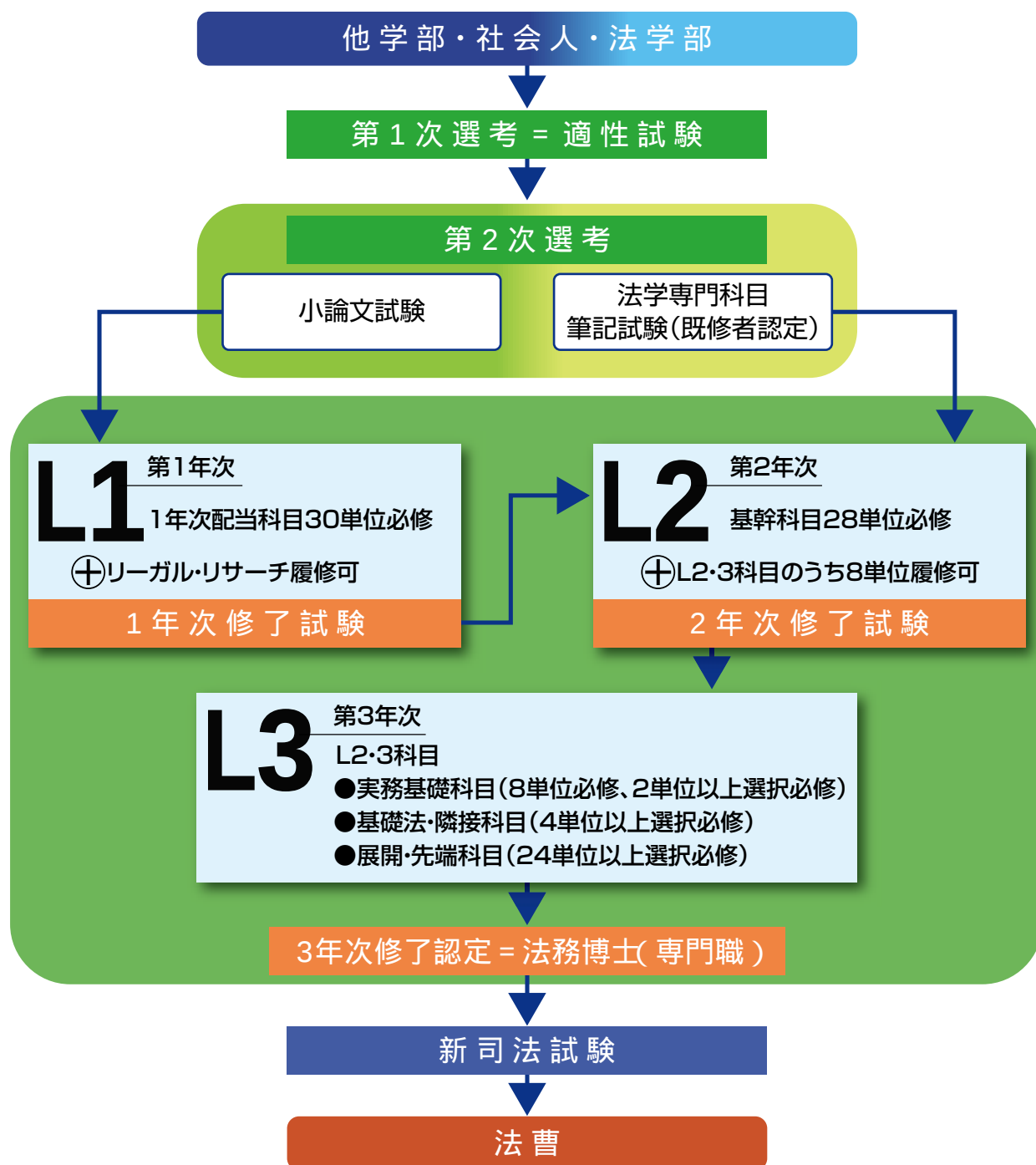
法曹実務についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ関心をはぐむカリキュラムを提供します。具体的には、2年次・3年次の実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判等）において、実務家教員と研究者教員から法曹実務教育を受けることになります。

50人を標準とした少人数教育

理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、1クラス50人を標準とする少人数教育を行い、徹底した双方向の教育を目指します。教員と学生及び学生同士のディスカッションを多用することにより、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、法曹にとって重要な、理解力・表現力・説得力等のコミュニケーション能力を向上させることを狙いとしています。

法曹への道を目指して

入学までに十分な法学知識を修得していない者(法学未修者)は3年間で、既に十分な法学知識を有している者(法学既修者)は2年間で、それぞれ法科大学院の課程を修了することが前提とされています。入学許可者のうち2年間での修了を希望した者については、法科大学院法学既修者試験と法学(基本的な科目)に関する筆記試験の成績によって、法学既修者としての入学を認め第2年次からの科目履修を認めます。その他の者については、法学未修者として第1年次からの科目履修となります。



L1 科目 第1年次

第1年次は、第2年次以降の学習を効率的に行うため、法学の基礎的な知識を修得します。公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法という最も基本的と思われる法律科目がすべて必修科目として提供されます。

第1年次配当科目

(30単位必修)

公法(行政法の基本的な部分を含む。6単位)／民法(12単位)／刑法(4単位)
商法(4単位)／民事訴訟法(2単位)／刑事訴訟法(2単位)

※1年次修了認定

1年次修了試験で上記の1科目でも不合格になると2年次に進級できません。
1年次配当科目の履修中は、2年次・3年次配当科目を履修することができません。ただし、リーガル・リサーチ(2単位)は履修可能です。

L2 科目 第2年次

第2年次以降には、法科大学院の学生すべてにとって必修となる科目—基幹科目および実務基礎科目—が配置され、将来法曹として活動するために必要不可欠な法曹実務の基本について、2年間かけて重点的な教育が行われます。また、学生は、以上の必修科目を受講すると同時に、基礎法・隣接科目群及び展開・先端科目群の中から、将来における自己の専門性を見据えて、自由に選択し履修することができます。

基幹科目

(28単位必修)

実務民事法(14単位)

この授業では、1年次ないし学部段階において得た、民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律が、実際の裁判において、どのように適用されるのかを学ぶことを目的としています。

実務刑事法(8単位)

実務刑事法の前期においては、実際の刑事手続の流れを正確に理解した上で、そこで生じる様々な実践的な法的諸問題を有効に解決するために必要な知識と技法の修得を目標とします。後期においては、主として、刑事実体法の刑事裁判における実際の適用を念頭に、少人数の演習形式での双方向的な講義を行います。

実務公法(6単位)

憲法訴訟および行政訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討します。その際、戦後の最高裁判例および下級審の重要判例を訴訟法的視座から再点検する徹底したケーススタディを行います。

基幹科目としては、実務民事法(14単位)、実務刑事法(8単位)および実務公法(6単位)の3科目が配置されます。いずれにおいても、伝統的な実定法学分野ごとの専門科目に細分化せずに、大くりの枠組のなかで、主として2年次に総合的に学習することが予定されています。いずれの科目においても、1クラス50名程度の少人数クラスを複数の教員(研究者および実務家)が共同して担当し、実際の裁判を常に念頭に置きつつ、実務及び理論双方の観点から、実体法と手続法を総合的に学ぶことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することを目的としています。

※2年次修了認定

2年次修了試験で上記「基幹科目」の1科目でも不合格になると3年次に進級できません。

2年次には、「基幹科目」28単位のほかに、3年次配当科目(「実務基礎科目」「基礎法・隣接科目」「展開・先端科目」群の科目)から、2年次に履修可能な科目8単位分を履修することができます(2年次における最大履修登録単位数は合計36単位です)。

L2・3 科目 第3年次

実務基礎科目

(8単位必修、2単位以上選択必修)

実務基礎科目は、法曹実務における高度な技能・ノウハウを修得させるために、実例ないし事例を使って実務の擬似体験をさせるものです。具体的には、法曹倫理(2単位)、民事・行政裁判演習(3単位)、刑事裁判演習(3単位)を必修科目として開講し、その他の科目として、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング等の科目を必要に応じて2単位以上、選択必修として開講し、いずれも実務家と研究者が共同で担当します。

法曹倫理(2単位必修)／民事・行政裁判演習(3単位必修)

刑事裁判演習(3単位必修)／民事要件事実基礎(2単位)

刑事事実認定論(2単位)

リーガル・リサーチ(2単位 L1、L2配当)

リーガル・クリニック(2単位)／ローヤリング(2単位)

エクスターンシップ(2単位)／模擬裁判(2単位)

基礎法・隣接科目

(4単位以上選択必修)

基礎法・隣接科目では、法と哲学、法と歴史学、法と社会学、法と経済学、法と政治学といった、様々な隣接学問領域との関係において法現象のもつ意義を学びます。将来の実務法曹にとって、このような隣接諸科学との関連において法学を学ぶことは、その視野を広げるために重要です。また、これらの科目を履修することによって、法学全体の体系的な理解のための様々なアプローチを知ることができるでしょう。

日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学I、II
実務外国法I、II／法と経済学

展開・先端科目

(24単位以上選択必修)

展開・先端科目は、先端的現代的分野科目、国際関連科目、学際的分野科目等、法学の高度化・複雑化・専門化が今後ますます進むとともに、法曹には広い視野が必要とされることに鑑みて、開講される科目です。具体的な科目例としては、下記に掲げる一覧表を参照して下さい。各学生は、自らの関心と将来予定している活動分野などを念頭に、これらのうちから24単位以上を自由に選択して履修することによって、将来法曹として活躍するために必要な、広い視野と専門性を涵養することができるでしょう。

現代家族法／現代契約法／現代不法行為法

民法発展演習／消費者法／医事法／環境法*

環境法II*／証券取引法／金融法／経済法理論*

経済法実務*／企業法務演習I、II／民事執行・保全法

倒産法*／応用倒産法*／国際民事訴訟法

実務労働法I*、II*／社会保障法／知的財産法I*、II*

国際知的財産法／企業課税論*／刑事実務演習I、II、III

少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*

国際人権・刑事法／トランスナショナル情報法

国際私法*／国際取引関係法*／国際家族法

ジェンダーと法演習／憲法訴訟と憲法解釈論

*は新司法試験選択科目対応科目

※3年次修了認定

修了要件:合計96単位(法学既修者については合計66単位)
3年次における最大履修登録単位数は44単位

モデルカリキュラム

■L1～L3年次の履修例として、次のモデルが考えられます。
国際法務関係の科目を中心とした履修例です。(※は必修科目)

L1年次

■L1科目(30単位必修)

公法(6単位)※／民法(12単位)※
刑法(4単位)※／商法(4単位)※
民事訴訟法(2単位)※
刑事訴訟法(2単位)※

■実務基礎科目 (8単位必修・2単位以上 選択必修)

リーガル・リサーチ(2単位)

L1年次には、第1年次配当科目30
単位の他に、リーガルリサーチ(実務基
礎科目)を履修することができます。

L2年次

■基幹科目(28単位必修)

実務民法(14単位)※
実務刑法(8単位)※
実務公法(6単位)※

■実務基礎科目 (8単位必修・2単位以上 選択必修)

法曹倫理(2単位)※
民事要件事実基礎(2単位)
エクスターンシップ(2単位)
ローヤリング(2単位)

L2年次には、「基幹科目」28単位の
他に、「実務基礎科目」「基礎法・隣接
科目」「展開・先端科目」群から8単位
分履修することができます(L2年次の
最大履修登録単位数は合計36単
位)。この例では、法曹倫理、民事要件
事実基礎、ローヤリング、エクスターンシ
ップの4科目を履修し、「基幹科目」28
単位とあわせ、L2年次に36単位修得
しています。

L3年次

■実務基礎科目 (8単位必修・2単位以上 選択必修)

民事・行政裁判演習(3単位)※
刑事裁判演習(3単位)※
リーガル・クリニック(2単位)

■基礎法・隣接科目 (4単位以上選択必修)

実務法理学I(2単位)／実務外国法I(2単位)

■展開・先端科目 (24単位以上選択必修)

現代契約法(2単位)
現代不法行為法(2単位)
民法発展演習(2単位)／消費者法(2単位)
証券取引法(2単位)／金融法(2単位・隔年)
経済法理論(2単位)／経済法実務(2単位)
企業法務演習I(2単位)
企業法務演習II(2単位)
知的財産法II(2単位)
国際私法(2単位)
国際取引関係法(2単位)
ジェンダーと法演習(2単位)

L3年次に履修登録できる合計単位数の
上限は44単位です。この例では、L3年次に
40単位履修しています。

■L2・3年次の履修モデルにしたがって時間割(前期)を組むと次のようになります。

L2年次	月	火	水	木	金	集中 講義
1 8:50～ 10:20	実務 民法		実務 民法	民事要件 事実基礎	実務公法	エクスターン シップ 9/4～9/8
2 10:30～ 12:00		実務 刑法	実務公法	実務 刑法	実務 民法	
3 13:00～ 14:30						
4 14:40～ 16:10						
5 16:20～ 17:50				ローヤリング		
6 18:00～ 19:30						

L3年次	月	火	水	木	金
1 8:50～ 10:20					
2 10:30～ 12:00					
3 13:00～ 14:30		現代不法 行為法	刑事裁判 演習		実務 外国法 I
4 14:40～ 16:10	現代 契約法	民事行政 裁判演習	刑事裁判 演習	経済法 理論	国際私法
5 16:20～ 17:50	実務 法理学 I	民事行政 裁判演習	民法発展 演習		国際取引 関係法
6 18:00～ 19:30					

学習方法・教育の特色

1
特色
少人数教育

50人を標準とした少人数教育を行います。第1年次必修科目と第2年次基幹科目の授業では、学生は固定席に座り、教員は学生の顔写真が入った座席表を持って授業に臨みます。大学の大講義室というより中学・高校の教室を思い浮かべて下さい。教員が学生一人一人の名前と顔を把握しているので、教える側も教えられる側も親密度や緊張感が高くなります。

2
特色
ソクラテス・メソッド

対話型双方向授業に伴う、授業の予習・復習のための課題を出します。対話型双方向授業の実践も、3年度目を迎え、より一層の充実を目指して取り組んでいます。事前の十分な予習が不可欠ですから、毎回の授業ごとに、インターネットを通じた教育支援システム(TKC)を通じて、予習の課題を明確に示すようにしています。

また、メール等による質問も随時受け付け、授業外でも双方向となるように心がけています。

3
特色
授業評価

授業の質を向上させるために、ファカルティ・ディベロップメントを実施します。具体的には、学生による授業評価と教員による相互評価システムを実施します。教員として、同僚の教員が自分の授業を聞くということはプレッシャーですが、授業後の反省会においていろいろな意見を聞くことができ、今後の授業に役立っています。

4
特色
アドヴァイザー制

教員と学生との間の密度の濃い対話を通して、教員は学生の理解の度合いを確かめるとともに、個々の学生の資質や将来の希望を把握することにより、履修科目選択の方向性についてアドヴァイスします。

5
特色
成績評価

成績評価に関しては、ランクをAA、A、B、C、Dとして(Dランクは不合格です)、厳格に採点したいと思っています。授業中の解答や発言、課題に対する取り組みも成績評価の重要な要素となります。また、課題の講評を通じて、学生諸君は現在の自分の成績状況を知ることができます。

6
特色
試験の講評

教員は、科目を履修した学生全体の理解度・達成度の概況について、履修学生に講評を行います。成績評価の客観的基準については、成績評価・修了認定に際して考慮すべき項目について一定の客観的基準を設けました。



法科大学院での授業と学習が実際にどのように行われているか、学生・教員それぞれの立場から語ってもらいました。

L3年次在学

山中 俊介



とにかく毎日忙しいです。予習でいっぱい、復習まで手が回ればまだいいほう、理解できなかった部分の積み残しもどうにか消化しなければと、毎日毎日朝から晩まで、自習室でも家でも、三歩進んで二歩下がるのごとく、頭を悩ませつつ日々を過ごしています。そうやってようやく授業についていけるという状態です。

しかし、そんな中でも勉強の厳しさだけではなく、楽しさも感じています。科目によっては、研究大学院のドクターコースの方々にご指導をいただきながら自主ゼミを開講し、何がわからないか、なぜ疑問に思うのか、どこに問題があるかなど時間をかけて、時には合宿などもしながら、とことん互いに納得するまで話し合います。即効性のある方法ではないかも知れませんが、少しずつ自ら考える力がついてきているのではないかと感じています。もちろん、先生方は熱心かつ親身にな

って指導に当たってください。十分な予習は欠かせませんが、授業後の質問などにも時間を割いて丁寧に回答してくださるので、安心してついていこうと思っています。

そして、何より支えとなり、励みとなるのが、ともに学ぶよき友人たちの存在です。互いに励ましあい、相談しあいながら毎日取り組んでいます。私も含め社会経験を持つ学生も少なからずいるので、その経験と学習内容が結び付くと、抽象的になりがちな議論が具体的になり、より理解が深まるようにも思います。また、友人たちとの(時には酒も交えた)交流は何にも代え難い貴重なものです。将来の見通しが立たないこともあって、なんともいえない不安や悩みにも襲われることもあります。厳しさもありつつアットホームなクラスの雰囲気の中で、少しずつそれらを解消しながら、前向きに頑張っています。

教授／実務公法

山元 一



私の担当する実務公法(必修科目)は、行政法専攻の稲葉馨教授と憲法専攻の私と二人で授業を担当しています。私の授業は、週一回(水曜日の午前中)一コマ(90分間)×15回で、二つのクラスを平行して担当しています。履修者は、二つのクラスとも約50人です。授業の目的は、すでに憲法について学部レベルの内容が身につけている二年次の学生を対象にして、理論と実務を架橋するための基礎的な訓練をすることです。具体的には、最初の4回は、私が作成した授業用のレジュメに沿った憲法訴訟の基本構造についてのレクチャーとそれに関する双方向のやりとりを行います。そして、残りの11回は、私も執筆者の一人として参加した『プロセス演習憲法(第2版)』(信山社刊)を教材として、一回ごとに一つの判決を中心として取り上げ、その事件とそれに関連する重要な判決、およびその分野の学説についての理解を深めるための授業を行っています。

学期中には二回の小テストを行い、最後に学期末試験を行います。小テストの成績、学期末試験の成績、平常点等を総合して成績評価を行っています。



例えば、憲法訴訟の基本構造で扱われ

る「司法権の対象」についての授業では、次のように授業を進めます。まずはじめに、事前に渡してあるレジュメに沿って、司法権の対象である「法律上の争訟」をめぐる判例と学説について解説します。その後、私から、「住職の地位の確認が裁判所に持ち込まれた場合、どのように取り扱われるべきですか?」という問いを發します。2本のマイクが教室でまわされており、その時マイクを持っている学生が問いについて答えます。「はい、住職の地位そのものが対象となっている場合には司法権の対象とはなりません、それが具体的な権利義務の存否を判断するための前提問題として問題とされているのであれば、原則として司法権の対象となります。」、という確かな答えがなされれば、次の人に対して、例えば、「それでは、前提問題としてであれば、すべての住職の地位の確認は司法権の対象となりますか?」、という質問をします。これに対して、もしも確かな答えがなされなければ、なされた答えについてコメントを加えた上で、次の人に答えてもらいます。このような形式で授業を進めながら、少しずつ質問を変えて、「板まんだら事件」、「日蓮正宗管長事件」、「種徳寺事件」、「蓮華寺事件」などの宗教団体の内紛問題に関する司法権の対象の限界についての判例や学説についての理解を深めてもらいます。さらに、非宗教的団体における内紛を「日本共産党袴田事件」も素材としてとりあげて、宗教団体と世俗的団体の比較をしてもらいます。質問があれば、挙手してどんどん発言してもらいます。

このような仕方です。授業を進めるので、学生の皆さんは大変授業に集中していると思います。また、授業終了後も、多くの学生から質問を受けるので、授業が終わってもなかなか控室に戻れません。



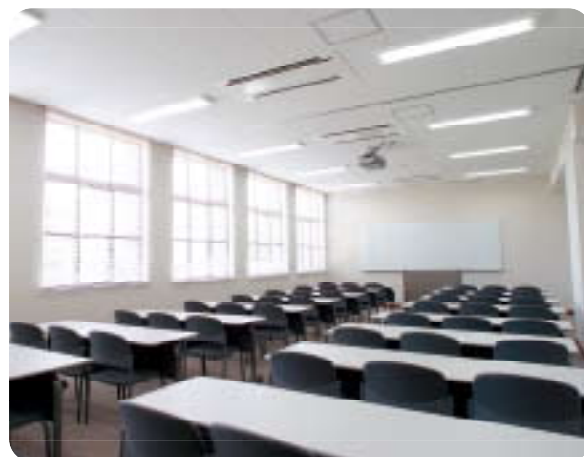
施設・設備紹介

東北大学法科大学院の属する片平キャンパスは、高等裁判所、高等検察庁、弁護士会など、法曹の活動する中心地に隣接しており、学生のみなさんは、東北大学法学部発祥の地でもある片平の伝統溢れる環境の中で学ぶことができます。20世紀初頭、文豪・魯迅が学んだ階段教室は、式典や講演会を行う際に利用されます。



演習室／

研究者教員、実務家教員によって、理論・実務の両面にわたる、密度の濃い授業が行われます。



教室／

主として、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目が開講され、1クラス50人を標準とする少人数・双方向の授業が行われます。

法政実務図書室／

学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。



自習室／

法科大学院の学生1人ずつに机が割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。



パソコン室／

配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。



第4講義室・模擬法廷／

授業（模擬裁判）を行うための設備です。



心豊かな法曹になることを目指して

石井 彦壽 教授(実務民事法等)

21世紀のわが国が進むべき方向は、行政指導などの事前規制・調整型社会から脱却し、国民が透明、公正なルールのもとに自己責任原則によって自由に行動する事後監視・救済型の社会であるとされています。

事後監視・救済を担うのは法を適用して解決する司法であり、司法が充実、強化されないと社会は無秩序、無責任なものとなってしまいます。更には、公正かつ有効な競争のためには、企業においてもコンプライアンス(法の遵守)が要請されるのみならず、紛争の事前予防も当然必要とされるはずであり、このための法曹の果たすべき役割も重要となります。

また、競争社会、市場経済には、必ずリスクが伴い、優勝劣敗の原理が支配します。悪徳商法の被害者となる人も出ます。これを自己責任として、放置できない場合もあるはずです。このため、敗者となった人を救済するためのセーフティネットとしての司法の役割も重要となります。

いずれにしても、21世紀の日本においては、これまでも増して、法曹の果たすべき役割が大きくなり、これを養成するための新たな制度として法科大学院が設けられることになった訳です。

ところで、プロフェッションとは、語源的には、神の前で宣言するという意味があり、古来、聖職者、医師、法曹の職業を意味していました。そして、これらの職業の特徴として、専門的な学識、倫理性、職業遂行における私利、私欲の排除、公共への奉仕等があげられております。そして、プロフェッションに属する人間は、学問的に磨き上げられた高度の技術(a learned art)を追求する人間であり、いわば学問と密着した職業であることがプロフェッションの要件であるとされています。

皆さんも、21世紀の日本を平和で秩序ある社会とするために、東北大学法科大学院において、学問的に磨き上げられた高度の技術を身につけ、心豊かな法曹になることを目指してみませんか。

私は、このプロフェッションの語源と35年間の裁判官としての実務経験から体得したことに基づいて、法曹を志す皆さんを全力を挙げて応援したいと願っております。そして、東北大学法科大学院の教育により、社会への貢献を果たすことのできる法曹が将来数多く巣立っていく姿を見ることが、私たち教員の心からの願いです。

やる気のある者の勉学の場

藤田 紀子 教授(実務民事法等)

東北大学法科大学院がスタートして3年目を迎えました。

多くの知識やさまざまな経験を持ち、バランス感覚のある法曹を養成することが法科大学院の使命です。そのために東北大学では、裁判官、検察官、弁護士出身の実務家教員を入れて、魅力あるカリキュラムを組んでいます。

私は弁護士業務を続けながら教員として、現在、実務民事法を担当しておりますが、教室で演習を行うほか、私の事務所に何人かずつ来てもらって、一緒に裁判所に行ったり、委員会に出たり、依頼者の話を聞いたり、弁護士の実際の仕事を勉強する「エクスターンシップ」、模擬法律相談を受けてそれに回答してもらい、それに対してアドバイスをする「リーガル・クリニック」などを担当します。これらは司法研修所での教育内容を先取りして教え、学生が法律実務を担う能力を涵養することを目的としています。

このような臨床法学教育が成功するためには、しっかりとした法理論に関する基礎的理解が学生側にあることが必要です。

また、学生の指導、教育にあたる実務家が学生の教育に対して熱心であることが必要とされることはもちろんです。その点、東北大学法科大学院の教員は、並々ならぬ熱意を持っています。プランニング、実行、検討の3つのステップのサイクルで、適切な資料を事前に学生に与え、その問題について学生と討論し、学生からの回答をコメントします。

これまでのところ、学生達も熱心に受講し、よく予習をして来て、鋭い質問もして、やる気満々のように見受けられます。教室での質問時間に限りがあるので、オフィスアワーを設けて教授室で学生の相談に乗ることも行っています。

現在、全国の法科大学院の入学定員が2年コース、3年コース合わせて6,000人近くにのぼることから、法科大学院を出ても06年の合格率が3割台、07年以降の合格率は2割程度にとどまる、という非常に厳しい現実の中で、とにかく司法試験に合格すること、これが第1目標です。やる気のある学生と熱意ある教員とで共に頑張れば、きっとよい結果が出るはずだと信じております。





「実務と理論の架橋」を目標に

藤宗 和香 教授(実務刑事法等)

法科大学院制度が発足して3年目の春です。

ここ、仙台市の片平にある東北大学法科大学院でも、1年生から3年生までの各学年の講座が揃い、発足当初と比べると、活気と喧噪とが、キャンパスに渦巻いています。

教員になって丸2年、主たる担当科目は2年次生に対する基幹科目の「実務刑事法」(そこでの取組の状況は、判例タイムズ1164号にもご紹介したところですが)、で、法科大学院教育の大きな目標の一つである、「実務と理論の架橋」を、本質的には受験生である院生に対する指導の中で、「夢幻」に終わら

せないためには何をすればよいか、試行錯誤の日々でした。受験勉強の実を上げつつ、そのみにとどまらない実践的法的思考力を培うという、すこぶる付きの難事業を達成する要件は、何よりも、まずは「学ぶ側の不屈の闘志と弛まざる努力」、また「教える側の熱意と工夫」、さらに加えて「教える側と学ぶ側の呼吸が合うこと」であるとの思いに支えられての実践でした。2年を振り返ると、学ぶ側のひたむきな努力が続けられたことは言うに及びませんし、双方の熱意が呼応し合って良い意味の緊張感と温かな信頼感を生んできたことは、当法科大学院のこれからの貴重な財産になっていくものと確信しています。そして、何より、院生達が具体的な思考力を次第に付けてきているという手応えと、今年春に行われた新司法試験の刑事法の問題が、私達の行ってきた授業内容やその効果を測定するために出題した複数回の試験問題と軌を一にするものであったことは、「実務と理論の架橋」という理念の実現への努力が、新司法試験への対応という意味でも、実力を育むものになっていると実感させてくれるものでした。それは、大いに、私たちの新年度に向けてのエネルギーになっています。

私は、今年度も、「実務刑事法」を担当するほか、3年次生を対象とした、裁判官教員及び弁護士教員との協働の「刑事裁判演習」や刑事「模擬裁判」も担当しますが、2年次生には、単なる論点暗記ではなく、事実を踏まえて具体的な法の適用を考えさせる中で、基本的知識の確認と論点の検討をさせるという授業方法を、1年間の経験と反省を踏まえてより効率的な協働形態で実践中ですし、3年次生には、法曹三者の各立場からの論理の組み立てなど、より実務的な観点を取り入れつつ、基本的な法律上の問題点等について、自分の考えを書面や口頭で文章化する能力の涵養なども視野に入れた授業を連携して行っているところです。

制度発足から3年目にして、理念がむしろ邪魔者のような受験情報も溢れ、法曹を目指す有意の皆さんを混乱に陥れていることについては、深い憂慮を抱きます。

法曹を目指す皆さん、皆さんは、理念の実現が容易でないことを承知の上で、それでも、混沌とした世の中に役に立つ仕事のできる実務法曹、すなわち、自分の頭で物事を考え、確かな法的知識を適切に使いこなせる、正義感と情熱の持ち主となることを目指して法科大学院を学舎にすることを選ばれたのではありませんか。その意気に呼応して、地道に、しかし優れた法曹を養成するという使命感に燃えて、これまでの優れた研究成果と豊富な実務経験を若人達に伝えたいと、東北大学法科大学院の教員は、皆、一生懸命、指導に当たっています。その指導の下、杜の都仙台で、優れた法曹を目指す勉学をしてみませんか。東北大学法科大学院は、そのための学舎です。

水先案内人としての私たちの役割

坂田 宏 教授(実務民事法等)



2004年4月、東北大学法科大学院は、司法制度改革の潮流に乗り、大海原に乗り出しました。私も東北大学法科大学院の教員は、みなさんが入学後、1年次、2年次、3年次と階段を上りながら新司法試験に合格できるように支援する、言わば、水先案内人(pilot)です。法科大学院における学習を一言で表すならば、それは徹底した自学自修の学習、予習・復習が質量ともにみっちり詰り込まれた学習です。その中で、教員による授業は、予習と復習のインターフェイスの機能を果たします。双方向授業において、みなさんは予習で不確かにしか把握できなかった重要なポイントを知り、復習によりこれを体得して行くのです。このような自学自修重視の視点は、これまでの大学教育が忘れていたことかも知れません。このために、東北大学法科大学院では、しっかりとしたカリキュラムを用意してみなさんのご入学をお待ちしております。

東北大学法科大学院のもう一つの特徴は、優れた実務家教員による実務基礎科目の充実です。実務教育の初歩を司法試験合格以前に体得できることは、みなさんにとって法曹となるうえで大きな経験となりましょう。民事法分野に限ってみても、「法曹倫理」、「民事・行政裁判演習」が必修とされ、また、民事裁判のイロハとも言える要件事実を扱う「民事要件事実基礎」を筆頭に、「ローヤリング」「エクスターンシップ」「リーガル・クリニック」という授業科目が選択必修とされ、現行司法修習の前期修習に匹敵する教育内容となっています。教員も、ベテラン裁判官から大学教員となられた方、裁判所・検察庁から派遣されて来られる方、現役の弁護士の方など、非常に充実しています。もちろん、研究者教員も日本屈指のメンバーを揃えています。この航海に、みなさんもご一緒してみませんか。

I 入試関係

Q 平成19年度の入試に関するスケジュールを教えてください。また、首都圏で説明会を開催する予定はありますか。

募集要項は7月上旬に公表予定です。入学試験のうち筆記試験については11月25日(土)を予定しています。入試説明会については、8月5日(土)に東京で学外入試説明会を実施します。また、片平キャンパスで7月2日(日)にオープン・キャンパスを行います。ただし、予定は変更されることがあるので、ホームページでの情報提供に注意してください。

Q 学位授与証明書以外の資格証明書等(推薦状、語学能力証明書等)の添付は可能ですか。

各種資格証明書(各種職業資格、現行司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等を含む)ないしはその複写物を、自由に添付することができます。ただし、例えば、勤務先の会社の上司や在学・卒業大学の演習の指導教員等によって、その個人的評価・判断に基づいて作成されるいわゆる推薦状については、採点の対象とはしません。

Q 東北大学以外で入学試験を受けることは可能ですか。

「第2次選考(11月25日小論文試験ないし法学専門科目筆記試験)」については、東京会場(お茶の水女子大学:東京都文京区大塚2-1-1)で受験することも可能です。なお、第3次選考は、東北大学会場のみです。

Q 合格者の決定方法について具体的に教えてください。

合格者の決定は、志願者の様々な成績を総合して判定を行います。

具体的にいえば、既修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験(大学入試センターの実施する法科大学院適性試験または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験)、本法科大学院の実施する法学専門科目筆記試験、面接試験などです。未修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験、小論文試験、面接試験などです。

Q 未修者・既修者の決定方法やそれぞれの定員を教えてください。また、平成18年度は、未修者・既修者それぞれ何人入学したのでしょうか。

入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間の修了を希望するか否かを示すものとします。なお、平成17年度までの入試とは異なり、2年間の修了を希望した者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

平成19年度は既修者は55名程度、未修者は45名程度合格させる予定です。平成18年度は、既修者55名、未修者42名が入学しました。

Q 過去の入試問題を入手することはできますか。

入試問題および出題趣旨をホームページ上でみることができます。

Q 東北大学法科大学院の募集要項等の入手方法を教えてください。

①インターネット(携帯電話・パソコン)または電話をご利用下さい。

インターネット(携帯電話・パソコン)の場合		電話の場合	
 http://telemail.jp 携帯電話(iモード・EZweb・Vodafone live!)、パソコンとも共通アドレスです。	QRコード ※対応する携帯電話で読み取れます。 	IP電話	TEL 050-2011-0102※ ※IP電話: 一般回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約11円です。
		東京	TEL (03) 3222-0102
		名古屋	TEL (052) 222-0203

②資料番号(750050)をプッシュまたは入力して下さい。

③あとはガイダンスに従って登録して下さい。

請求方法についてのお問い合わせ先 全国学校案内資料管理事務センター
TEL (06) 6231-5992(月～金 9:30～18:00)

※郵送開始日までのご請求は予約受付となり、郵送開始日になりましたら一斉に郵送します。
 ※送料は、お届けする資料へ同封されている支払方法に従いお支払い下さい。

Ⅱ 施設関係

Q 自習室はあるのでしょうか。
また、その利用時間はどうなっていますか。

自習室では、法科大学院の学生1人につき机1つずつ割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。

その他にコモンルームもあり、予復習の合間に、教員や友人とのコミュニケーションの場として利用できます。

Q インターネットへの接続設備はあるのですか。

自習室から無線LANを通じてネットワークに接続できるほか、パソコン室に配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。判例・文献の検索には、インターネットを通じた法科大学院教育研究支援システム(TKC)も利用できます。

Q 法科大学院専用の図書室がありますか。

法政実務研修棟に公共政策大学院と共用の法政実務図書室があります。学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。

川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。

Ⅲ カリキュラム関係

Q 1年間の最大履修単位数を教えてください。

1年次生は32単位(必修30単位)、2年次生は36単位(必修28単位)、3年次生は44単位(実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の必修を含む)です。

Q 新司法試験の仕組みについて教えてください。

平成18(2006)年度から始まる新司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます(改正後の司法試験法(平成17年12月1日施行)1条1項・3項)。試験は、択一式を含む短答式と論文式による筆記の方法により行われます(同法2条)。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることになります。

新司法試験の受験資格は、法科大学院課程の修了者(東北大学法科大学院においては法務博士(専門職)の学位を受けた者)及び司法試験予備試験の合格者を対象に与えられます。

Q 標準の修業年限で修了できない場合、留年できますか。

各年次ごとに、1年に限り再履修することができます。

Q 東北大学法科大学院では、新司法試験に対応した講義が開講されていますか。

もちろんです。短答式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)及び刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)の3科目について行われ、また、論文式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)、刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)及び選択科目(専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目)の4科目について行われます。

東北大学法科大学院においては、2年次配当の基幹科目(実務公法、実務民事法及び実務刑事法)がこれに対応する講義であり、選択科目についても、多種多様な展開・先端科目を用意しています。

(6ページ参照)

東北大学法科大学院教員紹介

法学研究科長

植木俊哉

国際法発展、国際法発展演習

法科大学院長

吉原和志

商法、実務民事法、企業法務演習I

教授

石井彦壽【実務家(裁判官)】

実務民事法、法曹倫理、民事・行政裁判演習、模擬裁判、民法発展演習

稲葉 馨

公法、実務公法

大内 孝

西洋法曹史

貝瀬幸雄

倒産法、国際民事訴訟法

河上正二

民法、実務民事法、リーガル・クリニック、法と経済学、現代契約法、医事法

官澤里美【実務家(弁護士)】

法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ

小粥太郎

民法、実務民事法、現代契約法、民法発展演習

坂田 宏

実務民事法、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、民事執行・保全法

佐藤裕一【実務家(弁護士)】

実務民事法、ローヤリング、エクスターンシップ、民法発展演習

澁谷雅弘

法と経済学、企業課税論

鈴木孝之【実務家(公正取引委員会審査局)】

経済法理論、経済法実務

芹澤英明

リーガル・リサーチ、実務外国法I、実務外国法II、法と経済学、トランスナショナル情報法

辻村みよ子

公法、ジェンダーと法演習

西村篤子【実務家(外務省)】

国際人権・刑事法

畑 一郎【実務家(派遣裁判官 教員)】

法曹倫理、民事要件事実基礎、民法発展演習

平塚政宏【実務家(特許庁審判官)】

知的財産法I、国際知的財産法

藤宗和香【実務家(派遣検察官 教員)】

実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、刑事事実認定論、模擬裁判

藤田紀子【実務家(弁護士)】

実務民事法、民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、民法発展演習

水野紀子

民法、実務民事法、医事法、現代家族法、民法発展演習

山元 一

実務公法

吉田正志

日本法曹史演習

助教授

蘆立順美

知的財産法I、知的財産法II、国際知的財産法

樺島博志

リーガル・リサーチ、実務法理学I、実務法理学II

久保野恵美子

民法、実務民事法、現代不法行為法、民法発展演習

佐藤隆之

実務刑事法、刑事訴訟法

清水真希子

商取引法演習

嵩 さやか

社会保障法

成瀬幸典

刑法、実務刑事法

西久保裕彦【実務家(環境省)】

環境法

西谷祐子

国際私法、国際取引関係法

菱田雄郷

民事訴訟法、法と経済学

森田果

実務民事法

米村滋人

現代契約法、医事法

法科大学院入試情報

入学許可者は、3年での修了を予定する者(以下「法学未修者」という)を45名程度、2年間での修了を予定する者(以下「法学既修者」という)を55名程度とする予定です。

法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

入学者選抜にあたっては、以下の資料を総合的に考慮します。

一次選考志願者全員について

- ① 大学入試センターの実施する法科大学院入学適性試験
または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験の成績
- ② 大学における成績の証明書
- ③ 志願理由書

二次選考

志願者のうち、3年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④ 小論文試験(思考力、表現力等を問うもの)
- ⑤ 面接試験(法律家としての資質・適格性があるかどうかを判断するもの。第2次試験に合格した者に対して行います。)

志願者のうち、2年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④ 法学(基本的な科目)に関する筆記試験
公法(憲法・行政法)／民法／刑法／商法／民事訴訟法／刑事訴訟法の6科目
- ⑤ 「法科大学院既修者試験」*において著しく優秀な成績をおさめた者については、選考の際に加点事由としますが、その際に必要な科目は、憲法・民法・刑法の3科目とします。
- ⑥ 面接試験(法律家としての資質・適格性があるかどうかを判断するもの。第2次試験に合格した者に対して行います。)

※なお、入学志願者数が募集人員を大幅に上回り、上記④の筆記試験を適切に実施できない場合には、第1段階選抜を行い、その合格者に対して第2次試験を行います(約5倍)。また、第2次試験合格者に対して面接試験を行う予定です。

*「法科大学院既修者試験」は、日弁連法務研究財団・商事法務研究会主催／法学検定試験委員会による短答式試験であり、平成18年7月30日(日)に、全国規模で実施されます。

入試日程

試 験 日	実 施 内 容	未修者	既修者
2006年6月11日(日)	法科大学院統一適性試験(日弁連法務研究財団)	●	●
2006年6月25日(日)	法科大学院適性試験(大学入試センター)	●	●
2006年7月	東北大学法科大学院募集要項発表(予定)		
2006年7月30日(日)	法科大学院法学既修者試験(日弁連法務研究財団)	×	▲
2006年10月13日(金)～20日(金)	願書受付期間		
2006年11月25日(土)	法学専門科目筆記試験	×	●
2006年11月25日(土)	小論文試験	●	×
2006年12月17日(日)	面接試験	●	●

東北大学法科大学院所在地MAP



TOHOKU
UNIVERSITY

TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

東北大学法科大学院

◆お問い合わせは◆

東北大学 法学部・法学研究科 専門職大学院係
〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 TEL.022-217-4945
ホームページ:<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

2006年7月発行